

栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備
設置事業との調和に関する条例

《 事前協議及び許可申請等の手引き 》

令和4年12月

栃 木 市

都市計画課 開発指導係

目次

1 「栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」 等について（概要、用語の説明）	2
2 再生可能エネルギー発電設備の設置に許可が必要となる保全地区	3
3 許可申請手数料	5
4 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する手続き	6
(1) 事前協議の手続き	7
(2) 近隣住民協議の手続き	10
(3) 許可申請の手続き	11
5 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する許可基準	12
6 事業計画の変更等の手続き	15
7 完了の手続き	15
8 再生可能エネルギー発電設備設置に関する許可の取消し	16
9 是正勧告・措置命令等	16
10 5,000㎡以上の再生可能エネルギー発電設備設置に係る届出	17

1 「栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」等について（概要・用語の説明）

本市は、美しい自然環境、魅力ある景観及び安全安心な生活環境の保全及び形成と再生可能エネルギー発電設備を設置する事業との調和を図り、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与するため、「栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」を制定し、平成29年4月1日から施行しております。

この条例では、自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備の設置との調和が特に必要と認められる地区を保全地区として指定し、当該地区内における再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱等）設置に関する全ての事業を許可の対象としております。なお、令和4年4月1日から森林法に基づく民有林も保全地区として指定されました。

また、条例のほかに「栃木市再生可能エネルギー発電設備設置に係る許可等審査基準」を定め、保全地区外に設置し、条例による許可が不要とされる場合でも、事業面積が5,000平方メートル以上のものについては、事業計画について届出が必要となります。

ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上で行う事業については、対象外としております。

《 用語の説明 》

再生可能エネルギー発電設備	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備【FIT（固定価格買取制度）、非FITを問わず全ての発電設備】 （※送電に係る電柱等は除きます。）
保全地区	自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備の設置との調和が特に必要と認められる地区
事業者	再生可能エネルギー発電設備を設置する事業（木竹の伐採、切土、盛土、埋土等の造成工事を含む。以下「事業」という。）を計画し、これを実施する者
事業区域	事業を行う土地（再生可能エネルギー発電設備に付属する管理施設、変電設備、緩衝帯等に係る土地を含む。）であって、柵等の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区別された区域
近隣住民	事業区域の境界から50メートル以内の区域に土地又は建物を所有する者及び当該事業によりその所有する土地又は建物について、これらの者と同程度の影響を受けると認められる者
該当自治会	事業区域の境界から50メートル以内の区域を含む自治会及びその区域に居住する者と同程度の生活環境上の影響を受けると認められる者が居住する区域を含む自治会

2 再生可能エネルギー発電設備の設置に許可が必要となる保全地区

「栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」で指定する保全地区内で設置事業を行うには、市の許可を受けなければなりません。

保 全 地 区
①土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 ②砂防指定地 ③河川区域及び河川保全区域 ④風致地区 ⑤鳥獣保護区及び特別保護地区 ⑥史跡 ⑦伝統的建造物群保存地区 ⑧県立自然公園 ⑨民有林 ⑩上記以外に市長が指定する地区 ＊⑩を指定する際は、栃木市再生可能エネルギー発電設備設置審議会の意見を聴いたうえで指定します。

【区域の例示・各区域等に関する問合せ先】 ＊設置事業区域が各区域内に含まれるか詳細に確認する場合は、表内の資料閲覧又は問合わせ先（各関係機関）にてご確認ください。

① 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	
・土砂災害警戒区域 （イエローゾーン） ・土砂災害特別警戒区域 （レッドゾーン）	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（第7条第1項）（第9条第1項） 【栃木県】 砂防水資源課 栃木土木事務所 資料閲覧 栃木県ホームページ とちぎ地図情報公開システム http://www.pref.tochigi.lg.jp/h02/tochigichizuioho.html
② 砂防指定地	
（例） 渡良瀬川水系62溪流94 箇所ほか	砂防法（第2条） 【栃木県】 砂防水資源課 栃木土木事務所

③ 河川区域及び河川保全区域	
(例) 思川、巴波川、永野川、渡良瀬川、赤津川、出流川、渡良瀬遊水地ほか	河川法（第6条第1項）（第54条第1項） 【国土交通省】 渡良瀬川河川事務所 利根川上流河川事務所 【栃木県】 河川課 栃木土木事務所
④ 風致地区	
(例) ・ 太平山風致地区 ・ 錦着山風致地区	都市計画法（第8条第1項） 【市】 都市計画課
⑤ 鳥獣保護区及び特別保護地区	
(例) 錦着山、太平山、三轟山、渡良瀬遊水地、唐沢山、梓の森、出流山、惣社、岩船山、大柿コミュニティセンター、真名子小学校ほか	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（第28条第1項）（第29条第1項） 【栃木県】 県南環境森林事務所 資料閲覧 栃木県ホームページ 鳥獣保護区 http://www.pref.tochigi.lg.jp/d04/eco/shizenkankyou/shizen/tyouyuuuuhogokutoutizuzenttai.html
⑥ 史跡	
城址、古墳、集落跡、貝塚などの遺跡のうち歴史・学術上価値の高いもの（市内約45箇所） (例) 下野国庁跡、吾妻古墳、県庁堀、皆川城址、星野遺跡、篠山貝塚ほか	文化財保護法（第109条若しくは第110条）、栃木県文化財保護条例（第31条）、栃木市文化財保護条例（第36条） 国指定文化財 【文化庁】 県指定文化財 【栃木県】 文化財課 市指定文化財 【市】 文化課
⑦ 伝統的建造物群保存地区	
栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区	文化財保護法（第142条） 【市】 蔵の街課 資料閲覧 栃木市ホームページ https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/5/1568.html
⑧ 県立自然公園	
(例) 太平山県立自然公園 唐沢山県立公園ほか	自然公園法（第72条） 【栃木県】 県南環境森林事務所

⑨民有林	
地域森林計画において定められた森林の地域	森林法（第5条）
	【栃木県】 森林整備課 【市】 農林整備課
⑩上記以外に市長が指定する地区	
①周辺の自然環境が良好な場合や、郷土的又は歴史的な特色を有し、自然環境を保全することが特に必要と認められる地区	
②地域を象徴する優れた景観が保たれ、景観を保全することが特に必要と認められる地区	
③災害の危険性が高く、伐採、盛土、切土等の造成行為等を制限することが特に必要と認められる地区	
④住宅密集地等静穏を保持することが特に必要と認められる地区	

3 許可申請手数料

保全地区内での再生可能エネルギー発電設備設置について許可申請を行う際は、1件につき、以下の手数料がかかります。

1. 【新規申請手数料】

事業区域の面積（ヘクタール）	手数料（円）
1ヘクタール未満	120,000円
1ヘクタール以上、10ヘクタール未満	300,000円
10ヘクタール以上	480,000円

2. 【変更申請手数料】

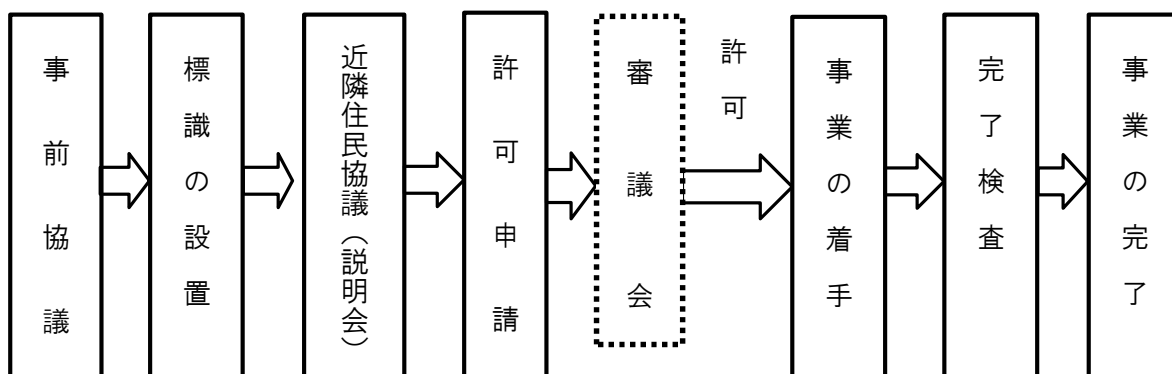
次に掲げる額（ア）と（イ）を合算した金額。ただしその額が480,000円を超える場合は、480,000円とします。
（ア） 事業に関する設計の変更 事業区域の面積に応じ、新規申請手数料の10分の1の額とします。 ※ただし、（イ）に規定する変更を伴う場合は変更前の面積、縮小を伴うものにあつては縮小後の面積を事業区域の面積とします。
（イ） 新たな事業区域の編入 新たに編入される事業区域の面積に応じ、新規申請手数料で規定する額とします。

4 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する手続き

事業者は、保全地区内において、事業を行おうとするときは、事業に関する計画（事業計画）を定め、市長の許可を受けなければなりません。

許可を申請しようとする事業者は、あらかじめ、事業計画の周知を図るため、事業区域に標識を設置し、近隣住民等との協議（説明会開催等）をするとともに、市長との事前協議をしなければなりません。

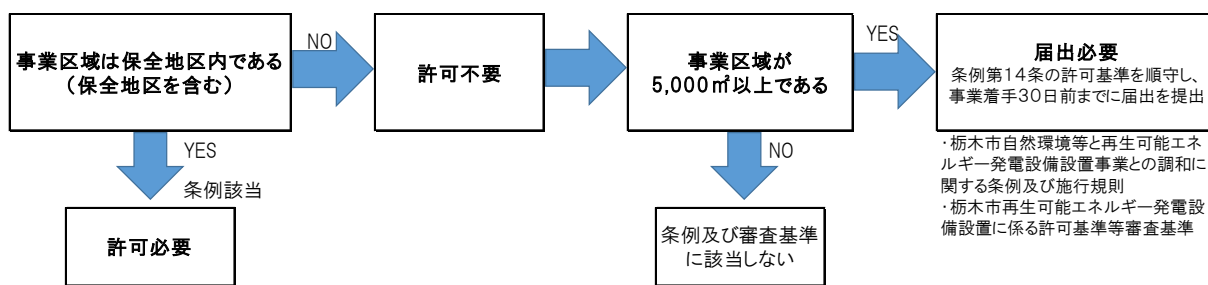
標準的な手続きフロー



※詳細な手続きフローについては、7～15ページを参照してください。

※許可の基準については、12～14ページを参照してください。

条例に該当するかチェック

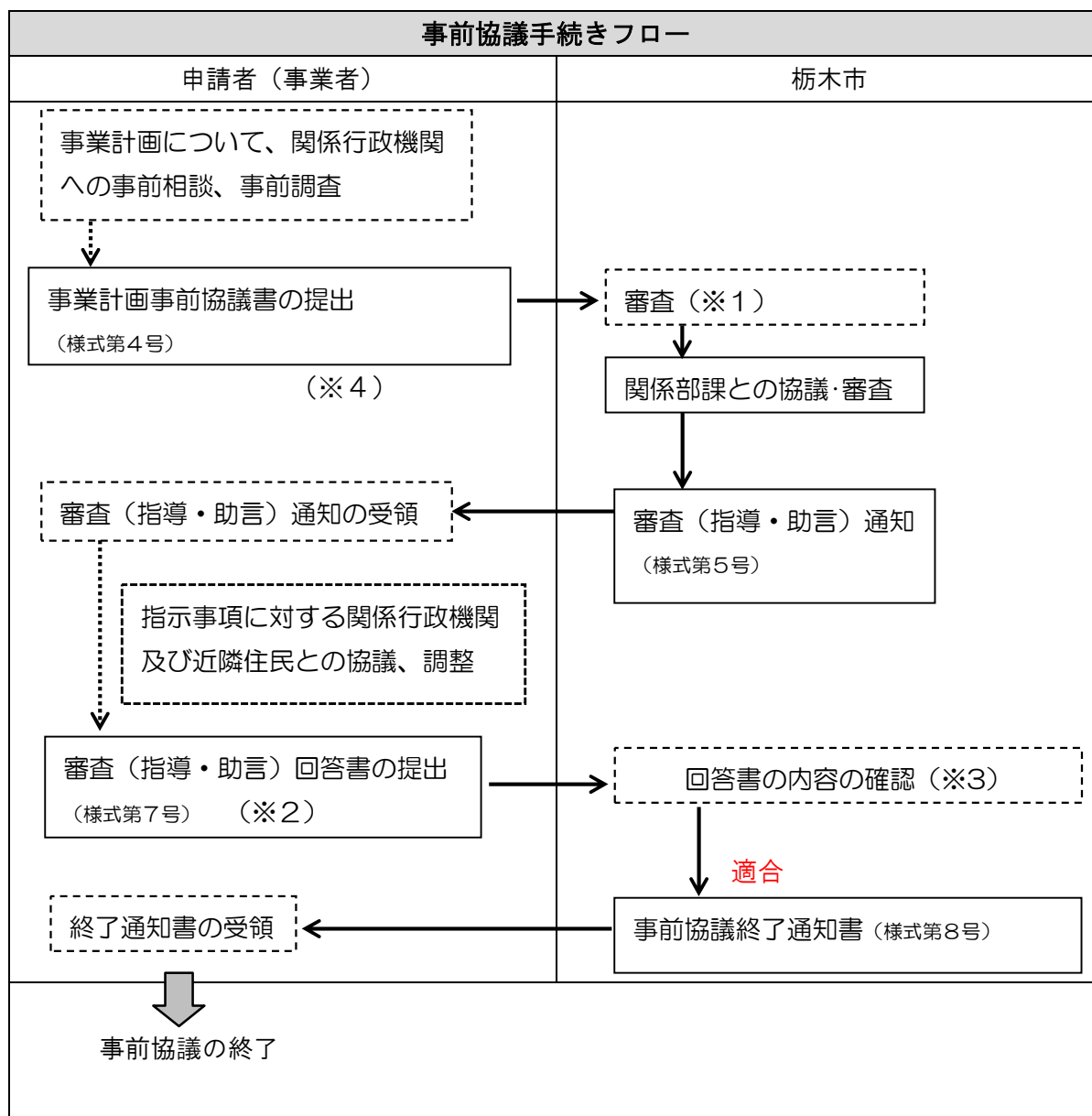


*各法令にしたがい着手すること

(1) 事前協議の手続き

事業者から市へ事業計画に係る事前協議書（様式第4号）を提出してください。

※正本1部、副本1部、協議先関係部課用（部数は開発指導係で指示します。詳細は9ページを参照してください。）



※1 現地調査を実施する場合は、事業者の立会いが必要になります。

※2 (1) 関係行政機関、地域住民との調整の結果、審査(指導・助言)の内容に適合する見込みがないと判断したときは、「事前協議取下書」(様式第6号)を市に提出してください。

(2) 「審査(指導・助言)通知事項回答書」(様式第7号)には、市からの審査(指導・助言)に適合していることが確認できる書類を添付してください。

※3 回答内容が不十分な場合には、再度の指示または協議取下げを指示することがあります。

※4 提出した事業計画に係る事前協議の内容を変更するときは、「事業計画変更届」(様式第9号)に変更内容が確認できる書類を添付し、市へ提出してください。

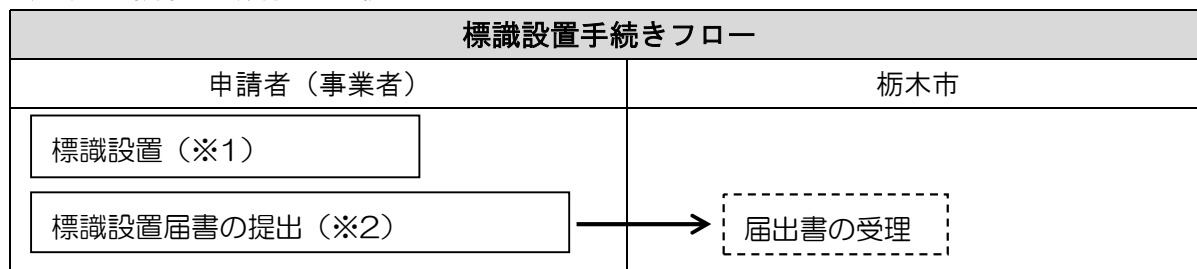
<事業計画に係る事前協議書に添付する書類>	
① 事業者及び工事施行者の住民票の写し又は法人の登記事項証明書	事業者が個人の場合、その住民票の写し（発行後3か月以内のもの）、法人の場合、その法人の登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）を添付してください。
② 事業区域の登記事項証明書及び公図	事業区域の土地に関する登記事項証明書及び公図（いずれも発行後3か月以内のもの）を添付してください。
③ 事業者及び工事施行者が事業計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面	<p>＜事業者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置工事に係る資金計画書 ・融資証明書または残高証明書 ・納税証明書（法人税、所得税） <p>＜工事施工者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業の許可証の写し ・再生可能エネルギー発電設備設置事業に関する実施経歴書 ・納税証明書（法人税、所得税） ・事業者と工事施工者の契約書の写し又は見積書
④ 事業区域の位置を示す図面	
⑤ 土地利用計画平面図 *求積図を添付	
⑥ 造成計画平面図及び断面図	
⑦ 排水計画平面図及び断面図	
⑧ 擁壁の背面図及び断面図	
⑨ 再生可能エネルギー発電設備の構造図及び着色した透視図	
⑩ 維持管理に係る計画書（様式第2号）	再生可能エネルギー発電設備（変電設備等の付属施設を含む）の点検計画（点検業者、点検頻度、点検内容）及び事業区域の管理等（管理者、管理内容）について記載してください。
⑪ 立地環境に関する概要書（様式第3号）	事業区域の立地環境及び事業区域周辺の状況について、記入してください。
⑫ その他市長が必要と認める書類及び図面	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の施工に必要な法令及び他の条例の許認可の取得状況 ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第5項の規定による電気事業者との特定契約の締結の状況

添付する図面等に明示すべき事項			
図面等の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
② 公 図	<ul style="list-style-type: none"> 申請区域を明示（朱枠） 道路（赤）・水路（青）色塗り 地目、地積、所有者(申請地) 		発行後3か月以内、転写日・転写者・押印
④ 事業区域の位置を示す図面	<ul style="list-style-type: none"> 方位、再生可能エネルギー発電設備の設置位置及び区域 道路や目標となる土地及び施設(公共施設、河川等) 	1/2500	都市計画図の白図
⑤ 土地利用計画平面図 *求積図を添付すること	<ul style="list-style-type: none"> 土地の地番及び形状、方位、町・字の境界及び名称 事業区域の境界線、境界を示す杭の位置及び面積 再生可能エネルギー発電設備の位置、形状、寸法 変電設備の位置、形状、寸法 事業区域周辺の保全地区 緩衝帯の位置、形状、寸法 事業区域内及び事業区域の境界に設置するフェンス等の位置、形状、寸法 事業区域に接する道路の幅員及び形状 送電ルート及び送電に係る電柱の位置 その他災害を防止するための施設の位置 	1/500以上	
⑥ 造成計画平面図 造成計画断面図（縦横断面図）	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域の境界線、境界を示す杭の位置 切土、盛土の施工範囲及び杭の設置位置 切土、盛土の形状、勾配等を示す丁張りの設置位置 擁壁の位置 排水施設の位置、流下方向 その他災害を防止するための施設の位置 <ul style="list-style-type: none"> 施工前後の地盤面 盛土、切土の範囲、高さ及び勾配 擁壁の形状及び高さ 排水施設の位置 その他災害を防止するための施設の位置 	1/500以上 縦断面図 1/500以上 横断面図 1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> 断面図と照合できるように記号等を付すること。 造成を行わない場合は、その旨を表示し、計画土地の現況写真を添付すること。
⑦ 排水計画平面図 排水計画断面図	<ul style="list-style-type: none"> 施設の種類、位置、寸法（規模）、勾配、流下方向 吐口の位置 放流先の位置及び名称 <ul style="list-style-type: none"> 施設の種類、位置、材料、内外寸法（規模）、勾配 排水の流下方向 	1/500以上 1/50以上	排水の放流に必要な許可等がある場合は位置・内容等を明示すること。
⑧ 擁壁の背面図及び断面図	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の形状、高さ、寸法、鉄筋位置及び間隔 水抜穴の位置、材料及び内径 透水層の位置及び寸法 	1/50以上	
⑨ 再生可能エネルギー発電設備の構造図 透視図（着色したもの）	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー発電設備及び架台等の形状、高さ、寸法、材料、勾配、 変電設備の形状、高さ、寸法 <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー発電設備及び架台等の色彩 事業区域内に設置するフェンス等の工作物等の色彩 	1/50以上 1/300以上	再生可能エネルギー発電設備、架台、変電設備等のカタログ等を添付すること。

※1 上記図面すべてにおいて、タイトル、作成者、寸法、縮尺を表記すること。また、記号を用いる場合は、凡例を付すこと。

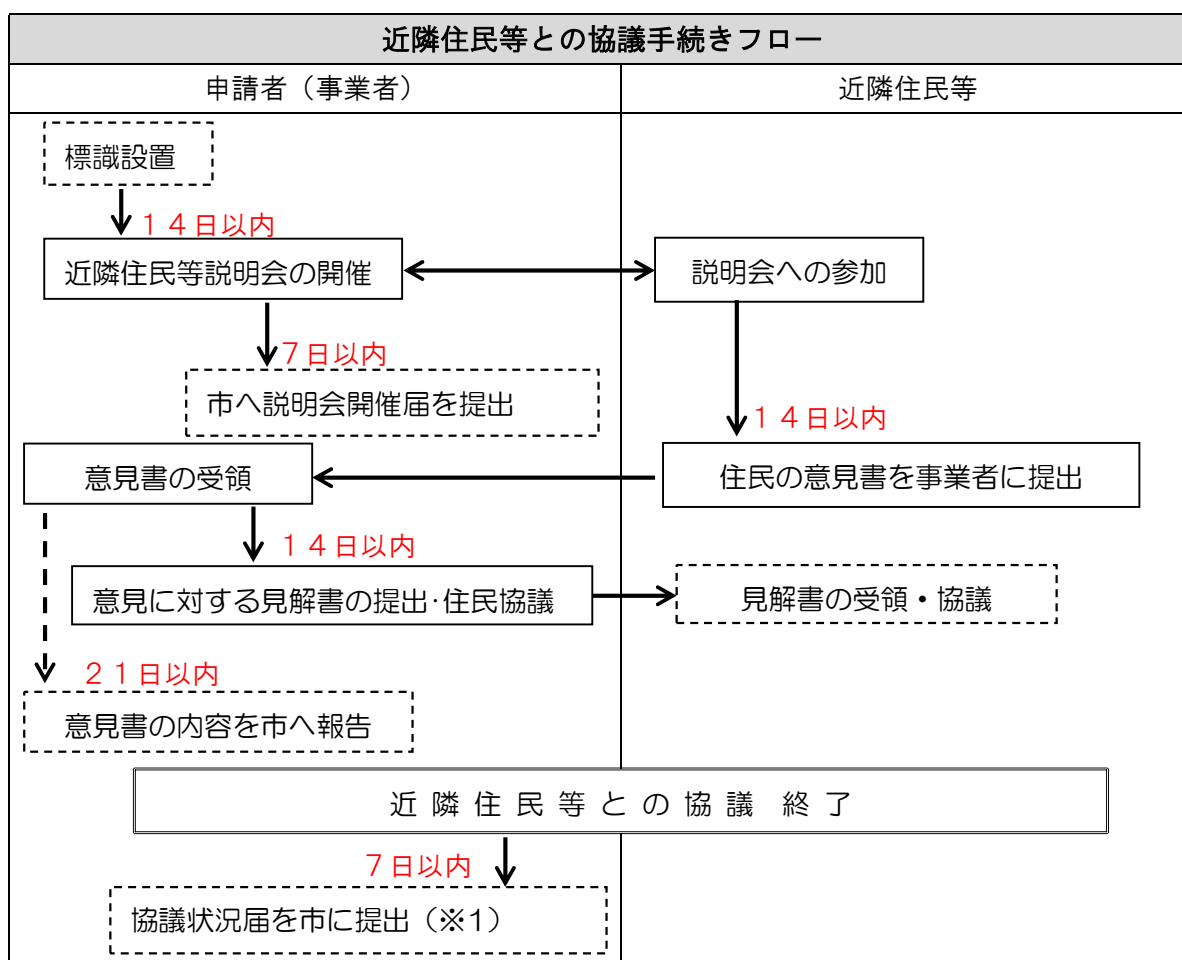
※2 図面において、既存の資料を用いる場合は、現況と一致していることを確認すること。既存の資料がない場合や既存の資料が現況と相違する場合は、実地測量を行い図面を作成すること。

(2) 近隣住民協議の手続き



※1 「再生可能エネルギー発電設備設置計画についてのお知らせ」（様式第10号）を、事業区域内の公衆の見やすい場所に設置してください。

※2 「標識設置届」（様式第11号）は、標識設置場所が明示された図面及び設置状況と記載内容が分かる写真を添付し、標識設置から3日以内に提出してください。



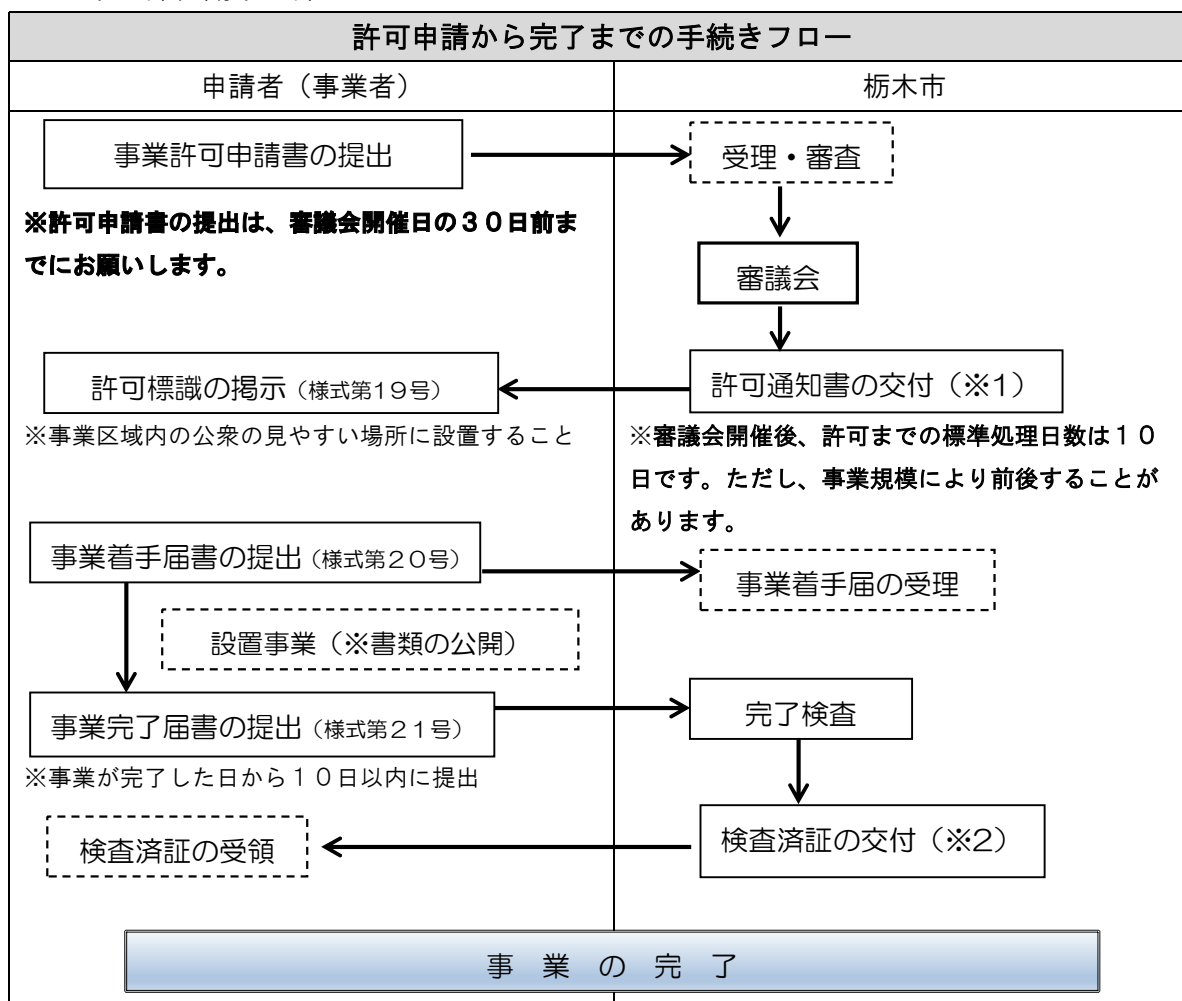
※1 協議が不十分な場合は、再度協議を行うよう指示することがあります。

<近隣住民等との協議にともない市へ提出する報告書等の添付書類>		
報告書等の種類	添付書類	備考
説明会開催届 （様式第13号）	① 説明会で配布した資料 ② その他市長が必要と認める書類	提出部数 1部
協議状況届 （様式第14号）	① 見解書の写し	提出部数 1部

(3) 許可申請の手続き

市へ事業計画の許可申請書（様式第1号）を提出してください。

※正本1部、副本1部



※1 不許可の場合は、不許可通知書（様式第18号）を交付します。

※2 検査の結果、許可基準に適合していないと認められるときは、検査済証不交付通知書（様式第23号）を交付します。

※書類の公開 事業者は、許可を受けた発電設備の設置を行っている期間中、あらかじめ閲覧場所と時間を定め、市長に提出した書類の写しを近隣住民、利害関係者等に閲覧させてください。

＜再生可能エネルギー発電設備設置許可申請書等の添付書類＞		
届出書等の種類	添付書類	備考
事業許可申請書 （様式第1号）	① 事前協議書提出時から変更が生じた添付書類全て ② 事前協議終了通知書の写し	【手数料】 5ページ参照 提出部数 2部
事業着手届 （様式第20号）	① 許可通知書の写し ② 標識を設置した場所が明示された図面 ③ 標識設置状況及び記載内容が分かる写真等	提出部数 1部
事業完了(廃止)届 （様式第21号）	① 工事写真（各工程写真） ② 工事完了（廃止）状況が確認できる写真 ③ 事業区域の位置を示す図面 ④ 土地利用計画平面図	提出部数 1部

5 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する許可基準

<p>1) 事業区域の周辺地域（以下この条において「周辺地域」という。）における自然環境を害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合したものであること</p>													
<p>(1) 事業区域に鳥獣保護区及び特別保護地区を含む場合は、その地区において鳥獣を保護すべき措置が十分に取られていること。</p> <p>(2) 事業区域内に生育する樹木を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度の範囲の伐採であること。</p>													
<p>2) 周辺地域の景観を阻害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合したものであること</p>													
<p>(1) 再生可能エネルギー発電設備の高さ、形状等が周囲と調和したものであること。</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電設備の色彩は、栃木市景観計画色彩ガイドラインの例によるものであること。</p> <p>(3) 事業区域と隣接する土地との間に緩衝帯が設けられていること。</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区域の面積</th> <th>緩衝帯の幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 0ヘクタール以上 1. 5ヘクタール未満</td> <td>4. 0メートル</td> </tr> <tr> <td>1. 5ヘクタール以上 5. 0ヘクタール未満</td> <td>5. 0メートル</td> </tr> <tr> <td>5. 0ヘクタール以上 15. 0ヘクタール未満</td> <td>10. 0メートル</td> </tr> <tr> <td>15. 0ヘクタール以上 25. 0ヘクタール未満</td> <td>15. 0メートル</td> </tr> <tr> <td>25. 0ヘクタール以上</td> <td>20. 0メートル</td> </tr> </tbody> </table>		事業区域の面積	緩衝帯の幅	1. 0ヘクタール以上 1. 5ヘクタール未満	4. 0メートル	1. 5ヘクタール以上 5. 0ヘクタール未満	5. 0メートル	5. 0ヘクタール以上 15. 0ヘクタール未満	10. 0メートル	15. 0ヘクタール以上 25. 0ヘクタール未満	15. 0メートル	25. 0ヘクタール以上	20. 0メートル
事業区域の面積	緩衝帯の幅												
1. 0ヘクタール以上 1. 5ヘクタール未満	4. 0メートル												
1. 5ヘクタール以上 5. 0ヘクタール未満	5. 0メートル												
5. 0ヘクタール以上 15. 0ヘクタール未満	10. 0メートル												
15. 0ヘクタール以上 25. 0ヘクタール未満	15. 0メートル												
25. 0ヘクタール以上	20. 0メートル												
<p>(4) 再生可能エネルギー発電設備が周辺の道路または公共空地から見えないよう低木、目隠しフェンス等の設置による配慮がされていること。</p>													
<p>3) 周辺地域において土砂崩れ、溢水等を発生させるおそれがないこととして規則で定める基準に適合したものであること</p>													
<p>(1) 事業区域に地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域（※1）を含まないこと。</p> <p>(2) 事業区域に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域（※2）を含まないこと。</p> <p>(3) 事業区域に森林法第25条第1項の保安林の存する土地（※3）を含まないこと。</p>													
<p>※1※2の区域の問合せ先：栃木県 栃木土木事務所 保全管理課（電話：0282-23-3435）</p> <p>※3の区域の問合せ先：栃木市 農林整備課（電話：0282-21-2386）</p>													
<p>4) 事業の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、造成を行う面積等の造成計画が宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他関係法令（次号及び第6号において「関係法令」という。）及び規則で定める基準に適合したものであること</p>													
<p>(1) 事業区域において、切土、盛土等の造成を行う場合は、当該造成が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最少限度の範囲のものであること。</p> <p>(2) 事業区域内における法面の勾配が垂直方向1メートルに対し水平方向2メートルの勾配を超える場合は、次項（3）に掲げる基準を満たす擁壁が設置されていること。</p> <p>(3) 前記（2）に掲げるもののほか、造成計画が宅地防災マニュアル（平成19年3月28日国都開第27号）の基準に適合したものであること。</p>													

5) 排水施設、擁壁その他の施設が、宅地造成等規制法、都市計画法その他関係法令及び規則で定める基準に適合したものであること

- (1) 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。
 ※計画雨水量の算定は、原則として流出係数0.9(屋根)を使用するものとする。
- (2) 排水施設の構造が下水道法施行令第8条第2号、第3号及び第8号から第10号(※1)までに掲げる基準を満たすものであること。
- (3) 擁壁を設置する場合は、宅地造成等規制法施行令第6条第1項(※2)に掲げる基準を満たす方法で設置されていること。
- (4) 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排水能力に応じて必要がある場合は、調整池その他の一時雨水等を貯留する施設が設置されていること。

※1<下水道法施行令第8条>

第2号 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。

第3号 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。

第8号 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、柵又はマンホールを設けること。

イ もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所

ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。

ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の120倍を超えない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所

第9号 ます又はマンホールには、ふた(汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができるふた)を設けること。

第10号 ますの底には、もっぱら雨水を排除すべきますにあっては深さが15cm以上の泥溜を、その他の柵にあってはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインパートを設けること。

※2 <宅地造成等規制法施行令第6条>

法第9条第1項の政令で定める技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは次のとおりとする。

第1号 切土又は盛土(第3条第4号の切土又は盛土を除く。)をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であって、その土質が別表第1上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

(1) その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度以下のもの

(2) その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの

(その上端から下方に垂直距離5メートル以内の部分に限る。)

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

第2号 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする事。

2 前項第1号イ(1)に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ(2)の規定の適用については、同号イ(1)に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

※<別表第1(第6条関係)>

土 質	擁壁を要しない勾配の 上限	擁壁を要する勾配の 下限
軟岩(風化の著しいものを除く)	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土 その他これらに類するもの	35度	45度

<p>6) 地形、地質及び周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講じるべき措置が、宅地造成等規制法、都市計画法その他関係法令及び規則で定める基準に適合したものであること</p> <p>(1) 軟弱地盤である場合は、地盤の沈下または事業区域外の地盤の隆起が生じないように土の置き換え、水抜きその他の措置が講じられていること。</p> <p>(2) 地山と盛土部分に滑りが生じないように段切りその他の措置が講じられていること。</p> <p>(3) 盛土部分の土砂が崩壊しないよう締固めその他必要な措置が講じられていること。</p> <p>(4) 事業区域の境界に境界杭及びフェンス等の工作物が設置されていること。</p>
<p>7) 周辺地域における道路、河川、水路その他公共施設の構造等に支障を来すおそれがないこととして規則で定める基準に適合したものであること</p> <p>(1) 事業区域に接する道路の幅員が4メートル未満の場合は、当該道路と事業区域に接する部分について、道路の反対側から4メートル後退することなど再生可能エネルギー発電設備の搬入の用に供する車両の通行に支障がないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>(2) 大型車の通行等による既存道水路の破損等を防止する措置が講じられていること。</p> <p>*「道路の幅員」とは、車道、歩道、側溝、植樹帯等によって構成される道路の区域のうち、道路一端の路肩、側溝等であって車輛等の通行の可能な部分から他端の同部分までをいうものとします。</p>
<p>8) 太陽光の反射、騒音等による生活環境への被害防止など近隣住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられていることとして規則で定める基準に適合したものであること</p> <p>(1) 事業区域に近接する住宅、道路等に対し、太陽光の反射が発生する角度に再生可能エネルギー発電設備が設置される場合は、透過性パネルの設置その他太陽光の反射を軽減する措置が講じられていること。</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電設備から発生する騒音が事業区域及び周辺地域の騒音規制基準(※1)に適合していること。</p> <p>(3) 事業完了後に、再生可能エネルギー発電設備の定期的な維持管理及び補修を行う体制が整えられていること。</p> <p>(4) 再生可能エネルギー発電設備の架台の構造が建築基準法(昭和25年法律第201号)第20条に掲げる基準を満たし、又は当該基準を満たすものに準じると市長が認めたものであること。</p> <p>(5) 再生可能エネルギー発電設備の搬入及び設置を行う時間、期間等が近隣住民等の生活環境への影響を最小限とするものであること。</p> <p>(6) 再生可能エネルギー発電設備及びその附帯設備が電気設備に関する技術基準に適合していること。</p> <p>※1 変電設備に設置されている送風機の定格出力が7.5kW以上の場合は、騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設に該当します。</p>
<p>9) 設置する再生可能エネルギー発電設備が電気事業法、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法その他関係法令の基準に適合したものであること</p> <p>(1) 事業の施行に必要な法令及び他の条例の許認可の取得状況</p> <p>(2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第5項に規定する特定契約の締結の状況</p>
<p>10) 市の総合計画、環境基本計画、景観計画、都市計画、観光基本計画その他の将来計画に適合したものであること</p>

6 事業計画の変更等の手続き

事業計画等の変更がある場合は、変更許可等の手続きが必要になる場合がありますので、都市計画課開発指導係にご相談ください。

(1) 事前協議における変更手続き

届出書等の種類	添付書類	備考
事業計画変更届 (様式第9号)	① 変更内容が確認できる図書等	提出部数 1部
標識設置変更届 (様式第12号)	① 標識を設置した場所が明示された図面 ② 標識の設置状況及び記載内容が分かる写真等	標識設置日から 3日以内 提出部数 1部
事前協議取下書 (様式第6号)	① 取下げ理由書	提出部数 1部

(2) 許可申請における変更手続き

変更許可書等の種類	添付書類	備考
事業変更許可申請書 (様式第15号)	① 変更内容が確認できる図書	提出部数 2部 【手数料】5ページを参照
事業変更届 (様式第16号)	① 変更内容が確認できる図書	事業着手の30日前 提出部数 1部

(3) 許可後の事業承継手続き

変更許可書等の種類	添付書類	備考
承継届 (様式第25号)	① 承継内容が確認できる図書	承継した日から 30日以内 提出部数 1部

7 完了の手続き

事業を完了または廃止したときは、下記の関係書類を添えて届出てください。

届出書等の種類	添付書類	備考
事業完了(廃止)届 (様式第21号)	① 工事写真(各工程写真) ② 工事完了(廃止)状況が確認できる写真 ③ 事業区域の位置を示す図面 ④ 土地利用計画平面図	提出部数 1部

8 再生可能エネルギー発電設備設置に関する許可の取消し

許可を受けた事業が以下に該当する場合は、許可を取り消すことがあります。

- (1) 不正な手段により許可または変更許可を取得したとき。
- (2) 許可取得後、1年以上事業に着手しなかったとき。
- (3) 許可を受けた事業に着手後、1年以上事業に係る工事を中断したとき。
- (4) 許可要件を満たさない事業を行ったとき。
- (5) 許可を受けた条件に違反したとき
- (6) 許可を受けた事業の内容に変更が生じた場合に、変更の許可を受けなかったとき。
- (7) 市からの是正措置命令に違反したとき。

9 是正勧告・措置命令等

許可を受けた事業が以下に該当する場合は、市から是正措置の勧告または命令を行うことがあります。

- (1) 検査の結果、許可内容に適合していない箇所が認められるとき。
- (2) 許可または変更許可の事業計画どおりに事業を行っていないとき。
- (3) 許可または変更許可の規定に違反したとき。（無許可で計画を変更）

下記の①～⑤事項に該当する場合は、事業者住所氏名及びその違反事実を公表します。

- ① 上記(1)から(3)の措置命令に従わないとき。
- ② この条例に基づく届出、申請、報告等において虚偽記載等の不正行為を行ったとき。
- ③ 事業計画変更に係る変更許可申請を行わなかったとき。
- ④ この条例に基づく許可を取り消されたとき。
- ⑤ この条例に基づく許可を受けずに事業を行ったとき。

10 5, 000㎡以上の再生可能エネルギー発電設備設置に係る届出

条例のほかに審査基準を定め、平成29年4月1日から施行しております。この審査基準には主に事業区域内の技術的細目について定めております。

また、審査基準第2条により条例による許可が不要とされる場合であっても、事業面積が5,000平方メートル以上の場合には、許可基準を順守するよう指導しております。

なお、令和4年4月1日以降は条例により事業に着手する30日前までに、届出の提出が義務付けられました。

届出書等の種類	添付書類	備考
事業届 (様式第24号)	① 事前協議書に添付する書類 (8ページ、9ページ参照)	事業に着手する 30日前 提出部数 1部

栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例抜粋
(事業の届出)

第21条 保全地区外において、その面積が5,000平方メートル以上の事業を行おうとする事業者(以下「届出事業者」という。)は、当該事業に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則抜粋
(事業の届出)

第18条 条例第21条第1項の規定による届出は、事業届(別記様式第24号)に第4条第2号及び第4号から第13号までに掲げる図書を添えて行うものとする。

審査基準抜粋

(指導)

第2条 条例による許可が不要とされる再生可能エネルギー発電設備を設置する事業(以下「事業」という。)であっても、事業面積が5,000平方メートル以上にあつては、自然環境、魅力ある景観及び安全安心な生活環境の保全及び形成を図るため、条例第14条に規定する許可の基準を順守するよう指導するものとする。

【お問合せ】

栃木市 都市建設部 都市計画課 開発指導係

TEL：0282-21-2444

FAX：0282-21-2686